

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

核兵器禁止条約（TPNW）は、核兵器の開発、保有、使用を包括的に禁止し、核兵器のない世界の実現を目指す国際条約であり、2021年1月に発効した。これまで3回の締約国会議が開催され、本年11月には、それらを踏まえ第1回再検討会議が開催される予定であり、核兵器の非人道性や核軍縮の進め方について国際的な議論が一層重要性を増している。

日本は唯一の戦争被爆国であり、広島・長崎の惨禍を経験した国として、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することが強く求められている。しかし、日本政府は2024年に日本被団協がノーベル平和賞を受賞した直後の3回目の締約国会議においても、検討はされたもののオブザーバー参加を見送ってきた。

福山市は、1984年に平和非核都市福山宣言を行い、核兵器廃絶と恒久平和の実現を強く求めてきた自治体であり、市民の平和への願いを背景に、平和行政や教育活動を継続してきた本市として、核兵器の非人道性を訴える国際議論に、日本政府が国際的な核軍縮の議論に主体的に関与することは、被爆国としての歴史的責務であると考えます。

よって、本市議会は日本政府に対し、核兵器禁止条約第1回再検討会議にオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に主体的に関与するよう強く求める。

1. 日本政府は、核兵器禁止条約第1回再検討会議にオブザーバーとして参加すること。
2. 核兵器の非人道性に関する国際的議論に積極的に関与し、被爆国としての立場を明確に発信すること。
3. 核軍縮、不拡散に関する国際的枠組みの強化に向け、外交努力を一層推進すること。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2026年（令和8年）6月24日

福山市議会

(提出先)

内閣総理大臣

外務大臣